

# おもいやり

2022年12月 Vol. 7

足利市人権推進広報紙 第7号  
発行 令和4年 12月 1日  
足利市行政経営部 人権・男女共同参画課  
電話：0284-70-8600  
ファックス：0284-73-8066  
E-mail：jinken@city.ashikaga.lg.jp

## 「パートナーシップ宣誓制度」の開始と 「国民体育大会」

令和4年9月から10月にかけて、栃木県内では、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」において、足利市では37正式競技のうち、「レスリング」など4つの正式競技を開催しました。また、第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」を開催しました。

国内最大のスポーツの祭典である国体が栃木県で開催されるのは、昭和55年の「栃の葉国体」以来、42年ぶりでした。佐賀県（第78回）の大会から、「国民スポーツ大会」に名称が変わることが決まっており、『国体』という名称での実施は、今回の栃木県開催が最後となるそうです。

この「国体」の時期に合わせて、栃木県では「とちぎパートナーシップ宣誓制度」を始めました。日本スポーツ協会では、「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」を作成しており、選手や指導者、全てのスポーツ関係者の性的指向や性自認について理解を深めて行動することを目指しています。栃木県も、このガイドラインを踏まえた対応を国体に合わせて実行しています。

さて、皆様は、この「パートナーシップ宣誓制度」の内容などをご存知でしょうか。性的少数者（性的マイノリティ）の方々が民法上の婚姻届を提出することが出来ないために生ずる生きづらさを少しでも解消していくため、宣誓制度を利用することで、婚姻に準じた、一部サービスが可能となるものです。

簡単に申しますと、同性のカップルなど結婚が出来なかったことにより、家族や夫婦として利用出来なかったことが、宣誓制度を活用することで、少しでも出来るようにしていこうという制度です。例えば、宣誓することにより、北関東三県で共通の割引サービスなどを受けることが出来る夫婦のための「とちぎ結婚応援カード（とちマリ）」を交付してもらうことが出来るようになりました。足利市でも、市民向けサービスとして足利市営住宅の申し込みをすることが出来るようになっていきます。

現在の日本の法律では、「同性婚」は認められておりません。そのため、パートナーシップ宣誓制度の宣誓をしても法律によって決められた婚姻により生ずる配偶者としての相続を受けることなどは出来ません。しかし、多少であっても、制度を利用することによって性的少数者の方々にとっても、暮らしやすい社会になるようにしていきたいと考えています。



### 何ができるようになりますか？

足利市では「とちぎパートナーシップ宣誓制度」の宣誓カードを提示すると、婚姻されたカップルと同様に、足利市営住宅への入居申し込みが出来るようになります。

詳しくは

足利市 パートナーシップ宣誓

検索